

別紙

諮問第918号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定において非開示とした部分のうち、別表2に掲げる部分については開示すべきであるが、その余の部分については非開示が妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇区立〇〇中学校〇〇教諭〇〇の服務事故に関する事故報告書」の開示を求める本件開示請求に対し、実施機関である東京都教育委員会（以下「都教委」という。）が令和2年12月18日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は適正に行われたものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年7月9日に審査会へ諮問された。

審査会は、同年10月18日に実施機関から理由説明書を収受し、令和5年7月26日（第237回第一部会）から同年12月19日（第241回第一部会）まで、5回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書及び反論書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件一部開示決定について

都内の公立学校に勤務する教職員の服務事故が発生した際は、事故発生報告等事務処理要綱（昭和46年10月11日東京都教育委員会教育長決定）の規定により、校長が「状況報告書」を作成する。都立学校の場合は、当該学校を管轄する学校経営支援センターを通じて都教委へ状況報告書を提出し、区市町村立学校の場合は、校長から報告を受けた区市町村教育委員会が任命権者である都教委へ報告する必要があると判断したものについて、状況報告書を提出することとなっている。

体罰事故の場合の状況報告書（以下「事故報告書」という。）には、「『学校に勤務する教職員の事故発生にかかる状況報告書作成要領』の制定について」

（平成8年8月5日付8教人職第311号。以下「要領」という。）三（一）の規定等に基づき、事故を起こした教職員（以下「事故者」という。）、当該事故の被害者である児童生徒及び関係者の氏名等のほか、事故発生の日時、場所、発生時の状況、区市町村教育委員会及び学校の対応措置、区市町村教育委員会の所見等の事項を記載することとなっている。また、任命権者である都教委は、要領四（一）の規定等に基づき、事故報告書の内容を基に事故者、監督者、関係者等への事情聴取を行い認定した事故事実を踏まえ、事故者及び監督者に対する懲戒処分又は措置等（以下「処分等」という。）の量定に係る原案を作成の上、教職員懲戒分限審査委員会に諮問し、その答申を踏まえて処分等を決定する。

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇区教育委員会から提出を受けた審査請求人を被害者とする教職員の服務事故に係る事故報告書（以下「本件事故報告書」という。）を特定した上、別表1に掲げる情報が記載された部分について、条例16条2号あるいは2号及び6号のいずれにも該当するとして、本件一部開示決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件一部開示決定の取消しを求めているため、審査会は、別表1に掲げる本件非開示情報1から9までの非開示妥当性について検討する。

イ 本件非開示情報1について

理由説明書によると、本件非開示情報1が開示された場合、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるとのことである。この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に聴取させたところ、本件非開示情報1は事故の種類名が記載された部分であって、当該情報は教職員の身分取扱いに係る情報であることから、条例16条2号に該当するとして、非開示としたとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、本件事故報告書における事故者（以下「本件事故者」という。）が起こした事故の種類名が記載された部分であることが確認された。

本件事故報告書は、本件事故者が起こした服務事故に係る報告書として作成されたものであるから、これに記載された情報は、全体として本件事故者に関する情報に当たり、審査請求人以外の個人に関する情報として条例16条2号本文に該当する。

一方で、同号ただし書ハによると、当該個人が公務員等である場合については、その職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分を非開示情報から除外することとされている。教育現場における教育指導の過程で発生し得る体罰等の教職員の服務事故に関する情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報に当たり、事故の種類に係る情報は、当該職務遂行の内容に含まれるというべきであるから、公立学校の教職員である本件事故者が起こした服務事故の種類に係る記載は、同号ただし書ハに該当すると認められる。また、審査請求人は当該事故の被害者として、事故の種類名は当然知り得るものと解されることから、同号ただし書イにも該当する。

なお、実施機関は、本件事故報告書に記載された情報が、本件事故者に対する処分等の量定判断の基礎とされることを理由に、本件非開示情報1が当該事故者の身分取扱いに係る情報に該当する旨を主張しているものと解されるが、本件非開示情報1は、単なる事故の種類の記事にすぎず、これを開示することにより、当該事故者に対する懲戒処分の有無やその内容等が明らかになるわけではなく、当該情報がそれ自体として身分取扱いに係る情報であるということとはできない。

したがって、本件非開示情報1は、条例16条2号ただし書イ及びハに該当し、開示すべきである。

ウ 本件非開示情報2について

審査会が見分したところ、本件非開示情報2は、本件事故者と関係者の基礎情報であり、具体的には本件事故者に関しては、所属、職、氏名、生年月日、年齢、担任等に係る記載であり、関係者に関しては、関係者の種類及び職・氏名である。

本件事故者の情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。しかしながら、審査請求人は本件開示請求に係る服務事故の被害者であることから、本件事故者に係る情報のうち、氏名や所属校等の審査請求人が当然知り得ると考えられるものについては、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、関係者の情報のうち、職・氏名に係る情報は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、同条2号本文に該当する一方で、関係者の種類に係る記載は、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報ではなく、個人の権利利益を害するおそれがあるものでもないことから、同号本文には該当しない。

したがって、本件非開示情報2のうち、別表2に掲げる部分については、条例16条2号ただし書イに該当するもの又は同条2号本文に該当しないものであるため、開示すべきであるが、その余の部分については、非開示としたことは妥当である。

エ 本件非開示情報3について

実施機関の説明によると、本件非開示情報3は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するとして、非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報3には、本件事故者が起こした事故の種類名が記載され、その内容は、別表1に掲げる本件非開示情報1のうちの「4 当事者・関係者の氏名等」欄の事故の種類名と同一であることが確認され

た。そうすると、前記イで検討したとおり、当該情報は、審査請求人以外の個人に関する情報ではあるが、教育現場における公務員等の職務遂行に係る情報に当たることから、条例16条2号ただし書ハに該当すると認められるほか、審査請求人は当該事故の被害者として、当該事故の種類名を当然知り得るものと解されることから、同号ただし書イにも該当する。

また、実施機関は、当該情報を開示することにより、今後同種の事故が発生した際に当事者等からの適切な情報収集が困難となる旨を主張するが、一般に、事故の種類が開示されたからといって、以後当事者等から事情聴取等への協力が得られなくなるといったことは想定し難く、この点について実施機関は何ら具体的な説明をしていないのであるから、結局、これを開示することにより、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に具体的な支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条2号ただし書イ及びハに該当し、同条6号に該当しないことから、開示すべきである。

オ 本件非開示情報4について

実施機関の説明によると、本件非開示情報4は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するとして、非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報4は、本件事故者の職、氏名、事故の発生日時及び場所が記載された部分であって、これらは審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当する。しかしながら、審査請求人は当該事故の被害者であり、これらの情報はいずれも審査請求人が当然知り得るものと解されることから、本件非開示情報4は、同号ただし書イに該当すると認められる。

また、審査請求人本人が知り得る情報を開示することにより、本件事故者からの情報収集が困難となるものとは到底考えられず、この点に関する実施機関の主

張は抽象的であって、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるとは認められない。

したがって、本件非開示情報4は、条例16条2号ただし書イに該当し、同条6号に該当しないことから、開示すべきである。

カ 本件非開示情報5について

実施機関の説明によると、本件非開示情報5は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するとして、非開示としたことである。

本件非開示情報5は、本件事故者からの事情聴取内容が記載された部分、事情聴取を受けて確認した事故発生の経緯及び事実が記載された部分並びに学校及び〇〇区教育委員会の対応措置が記載された部分である。これらはいずれも本件事故者が起こした服務事故の具体的な状況等に係る情報であるから、審査請求人以外の個人に関する情報として、条例16条2号本文に該当するが、前記イで検討したとおり、教育現場における教育指導等の過程で発生した教職員の服務事故に係る情報は、公務員等の職務の遂行に係る情報に当たることから、当該情報のうち、その職及び職務遂行の内容に係る部分は、同号ただし書ハに該当する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報5には、被聴取者又は記載者の主観的な認識に基づく評価、心情等が如実に描写された部分及び審査請求人以外の特定の個人に関する職や氏名が含まれていることが確認される。評価、心情等に係る記載は、本件事故者等の一個人としての内面に関わる情報であって、職務遂行の内容に係る情報には当たらず、また、審査請求人が知り得る性質のものでもないことから、これを開示することにより、審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものとして同条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。したがって、当該部分については、同条6号該当性を論ずるまでもなく、非開示が妥当である。また、審査請求人以外の特定の個人の職や氏名に係る記載は、同条2号本文に該当するほか、これらの情報は情報

提供主を明らかにするものであることから、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、適切な情報収集が困難となるおそれが想定され、同条6号にも該当すると認められるため、非開示が妥当である。

一方で、本件非開示情報5のうち、上記を除く部分は、本件事故者が起こした審査請求人を被害者とする服務事故の具体的な発生状況並びに学校及び教育委員会による対応措置等に係る客観的な事実が記載されているにすぎないことから、いずれも公務員等の職務遂行の内容に係る情報に当たり、同条2号ただし書ハに該当する。また、そのような情報を開示することにより、当事者等からの適切な情報収集が困難になるものとは考えられず、実施機関が主張するような事務遂行上の支障が生じるおそれがあるものとは認められないため、同条6号には該当しない。なお、「5 発生の状況」欄における「発生の経過」欄に記載された事項は、事故の当事者や関係者からの「事情聴取内容」であるとの記載があるが、上記アのとおり、事故報告書の作成目的は、学校及び区市町村教育委員会が把握した事故の概要を、任命権者に報告することである。そのため、当該事項の記載欄が「発生の経過」を報告する欄であることも踏まえると、当該事項は、被聴取者の評価、心情等に係る部分を除き、事故発生の実事報告にすぎないものと考えべきである。

以上のことから、本件非開示情報5のうち、別表2に掲げる部分については、条例16条2号ただし書ハに該当し、同条6号には該当しないことから、開示すべきであるが、その余の部分については、非開示としたことは妥当である。

キ 本件非開示情報6について

審査会が見分したところ、本件非開示情報6のうち、事故の関係者の職・氏名は審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、条例16条2号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当しない。

また、事故の関係者に対して行った事情聴取の内容は、各人がそれぞれの認識に基づいて述べた内容であることから、開示が前提となると、今後、同種の事故が発生した場合に、事情聴取を受けた者がありのままの認識に基づいて率直かつ詳細に説明することを躊躇するようになるなど、目撃者等の関係者から正確な情

報収集を行うことが困難となるものと認められ、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあるものと認められる。

一方で、関係者の種類に係る記載は、特定の個人を識別することができる情報ではなく、また、開示により情報収集が困難となるおそれが生じる性質の情報ではないことから、同条2号及び6号のいずれにも該当せず、開示すべきである。

したがって、本件非開示情報6のうち、別表2に掲げる部分については、条例16条2号及び6号のいずれにも該当しないため、開示すべきであるが、その余の部分については、非開示としたことは妥当である。

ク 本件非開示情報7について

実施機関の説明によると、本件非開示情報7は、審査請求人以外の個人に関する情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するとして、非開示としたことである。

本件非開示情報7に係る事情聴取は、本件事故者が起こした3件目の事故に関するものであるが、他の2件では審査請求人が被害者であるため、被害者の事情聴取部分が開示されていたことに対し、当該3件目の事故における被害者の事情聴取内容記載欄は非開示とされている。この点について、審査会が事務局職員をして実施機関に聴取させたところ、本件事故者による事情聴取内容からは発言が向けられた対象者全てを特定することができず、対象者に審査請求人が含まれるかどうかは明確でないことから、審査請求人以外の個人に関する情報であり、条例16条2号に該当するとして非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報7は、本件事故者がクラスの生徒に対して発言した事案に係る記載であり、本件事故者及び目撃者の事情聴取内容からは、実施機関の主張のとおり、発言が向けられた対象者全てを特定することはできない。しかしながら、事故被害者の事情聴取内容記載欄には、被害の対象者が「全員」と明記されており、本件事故報告書の作成者においては、当該発言がクラス全員に向けて行われたものであると認定していることが窺われる。

このことを踏まえて審査会が検討するに、授業やクラス活動等の時間において同時に特定多数の生徒が聞き及ぶことができる環境下での体罰となり得る教職員の発言は、その場にいる特定多数の生徒にとって周知の内容であることから、これを当該特定多数の生徒に対して開示することにより適切な情報収集が困難となるなどの支障は認められず、また、その発言内容に関する記録は、その発言によって自身が体罰を受けたと考える生徒本人にとっては、自己を本人とする保有個人情報になり得ると考えられる。

以上のことから、本件事故者が起こした3件目の事故の発生日時及び発生場所、また、被害者の事情聴取欄に記載された内容は、審査請求人の情報でもあったと考えられ、開示により情報収集が困難となるおそれが生じる性質の情報でもないことから、本件非開示情報7における記載は条例16条2号及び6号に該当せず、開示すべきである。

ケ 本件非開示情報8について

実施機関の説明によると、本件非開示情報8は、審査請求人以外の特定の個人を識別できる情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、教育委員会職員が率直な意見等を記入しなくなるおそれがあり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するとして、非開示としたとのことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報8は、教職員の服務事故に対する教育委員会の見解や、服務規律確保に向けた教職員への指導等の取組状況に関する記述であり、これらは極めて一般的な見解又は客観的事実に係る記載にすぎないものと解される。当該部分を開示することにより、教育委員会が今後これらの見解等について記載することを躊躇するようになるといった具体的なおそれは認められない。

したがって、本件非開示情報8は、条例16条6号に該当しないため、開示すべきである。

コ 本件非開示情報9について

実施機関の説明によると、本件非開示情報9は、審査請求人以外の個人に関する

る情報であることから、条例16条2号に該当するほか、当該情報が開示されることとなると、今後、同種の事故が発生した場合に、当事者等からの事情聴取等による適切な情報収集が困難となり、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれがあることから、同条6号にも該当するとして、非開示としたことである。

審査会が見分したところ、本件非開示情報9は、「8 添付資料」欄における資料の名称が一覧形式で記載された部分及びそれらに対応する3点の資料本体であり、具体的には、事故発生現場の見取り図及び教室配置に関する図面が添付されているものである。

事故発生現場の見取り図には、事故発生時の審査請求人と本件事故者の位置関係及び動きが図示されており、審査請求人以外の個人を識別できる状態であることから、同条2号本文に該当する。しかし、当該見取り図は、教育現場で発生した服務事故の状況を説明するための資料として、職務の遂行に係る情報に含まれるものであるから、同号ただし書ハに該当する。さらに、審査請求人は当該事故の被害者として、事故当時の本件事故者の位置や動きを当然知り得るものと解されることから、同号ただし書イにも該当すると認められる。また、そうした情報を開示することにより、適切な情報収集が困難となることは想定し難く、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれは認められないため、同条6号にも該当しない。ただし、当該見取り図の一部には、当事者以外の情報提供者である関係者の姓が手書きで記載されており、実施機関の主張する条例16条2号及び6号に該当する情報と考えられるため、当該関係者の姓については非開示が妥当である。

次に、教室配置に関する図面には、そもそも特定の個人を識別できる情報は含まれておらず、条例16条2号に該当しない。また、当該図面には、通常、位置を認識し得る場所の情報が記載されているのみで、この情報を開示することにより、適切な情報収集が困難となることは想定し難く、人事管理に係る事務の公正かつ円滑な遂行に支障が生じるおそれは認められないため、同条6号にも該当しない。

以上のことから、本件非開示情報9のうち、別表2に掲げる部分については、条例16条2号本文及び6号のいずれにも該当しないため、開示すべきであるが、その余の部分については、非開示としたことは妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環

別表1

実施機関による決定通知書		非開示情報	本件 非開示 情報	
開示しない部分	根拠規定			
<ul style="list-style-type: none"> ・「1 事故の種類」欄 ・「2 発生日時」欄(3) ・「3 発生場所」欄(3) ・「4 当事者・関係者の氏名等」の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」、「生年月日」及び「年齢」を除く。)及び「関係者」欄 	条例16条 2号	「1 事故の種類」欄の事故の種類名	1	
		「2 発生日時」欄(3)の発生日時	7	
		「3 発生場所」欄(3)の発生場所	7	
		「4 当事者・関係者の氏名等」欄の「当事者」欄	事故の種類名(2か所)	1
			教職員に係る情報(所属、職、氏名、生年月日、年齢、担任、担当教科、校務分掌及び教職年数)	2
		「4 当事者・関係者の氏名等」の「関係者」欄 ・関係者の種類名、職・氏名		2
<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄(1)①の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」及び事情聴取内容を除く。)及び「関係者」欄 ・「5 発生の状況」欄(1)② ・「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄(開示請求者の「学年・学級」、「氏名」及び事情聴取内容を除く。)及び「関係者」欄 ・「5 発生の状況」欄(2)② ・「5 発生の状況」欄(3)①及び② ・「6 学校及び〇〇区教育委員会の対応措置」欄 ・「7 〇〇区教育委員会の見解」欄 ・「8 添付資料」欄(開示請求者の「保護者が持参したもの」を除く。) 	条例16条 2号 条例16条 6号	「5 発生の状況」欄(1)①の「当事者」欄	事故の種類名(2か所)	3
			職、氏名、発生日時及び発生場所	4
			事情聴取内容	5
		「5 発生の状況」欄(1)①の「関係者」欄 ・関係者の種類名、職、氏名及び事情聴取内容		6
		「5 発生の状況」欄(1)②の確認した事故発生の経緯及び事実		5
		「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄	事故の種類名(2か所)	3
			職、氏名、発生日時及び発生場所	4
			事情聴取内容	5
		「5 発生の状況」欄(2)①の「関係者」欄 ・関係者の種類名、職、氏名及び事情聴取内容		6
		「5 発生の状況」欄(2)②の確認した事故発生の経緯及び事実		5
		「5 発生の状況」欄(3)のタイトル(発生日時)		7
		「5 発生の状況」欄(3)①の「当事者」欄	事故の種類名(2か所)	3
			職、氏名、発生日時及び発生場所	4
			事情聴取内容	5
			学年・学級、氏名及び事情聴取内容	7
		「5 発生の状況」欄(3)①の「関係者」欄 ・関係者の種類名、職、氏名及び事情聴取内容		6
		「5 発生の状況」欄(3)②の確認した事故発生の経緯及び事実		5
		「6 学校及び〇〇区教育委員会の対応措置」欄の内容		5
		「7 〇〇区教育委員会の見解」欄の内容		8
		「8 添付資料」欄の資料名一覧及び添付資料3点		9

別表2 開示すべき部分

本件 非開示 情報	開示すべき部分
1	全て
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「4 当事者・関係者の氏名等」欄の「当事者」欄のうち、本件事故者の所属、職、氏名、担任、担当教科、校務分掌 ・「4 当事者・関係者の氏名等」欄の「関係者」欄のうち、関係者の種類名
3	全て
4	全て
5	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄(1)①の「当事者」欄の事情聴取内容記載欄のうち、1行目から8行目まで、15行目から18行目3文字目まで、18行目11文字目から39行目まで、45行目から48行目2文字目まで、49行目8文字目から50行目10文字目まで、54行目の9文字目から最後まで ・「5 発生の状況」欄(1)②の1行目から10行目8文字目まで、10行目25文字目から最後まで ・「5 発生の状況」欄(2)①の「当事者」欄の事情聴取内容記載欄のうち、1行目から69行目2文字目まで、70行目8文字目から最後まで ・「5 発生の状況」欄(2)②の1行目から14行目3文字目まで、14行目20文字目から最後まで ・「5 発生の状況」欄(3)①の「当事者」欄の事情聴取内容記載欄のうち、1行目から8行目3文字目まで、8行目7文字目から9行目9文字目まで、17行目から18行目11文字目まで、19行目12文字目から24行目3文字目まで、25行目13文字目から最後まで ・「5 発生の状況」欄(3)②の1行目から5行目7文字目まで、5行目24文字目から最後まで ・「6 学校及び〇〇区教育委員会の対応措置」欄のうち、1行目1文字目から1行目34文字目まで、1行目41文字目から5行目32文字目まで、5行目39行目から7行目6文字目まで、7行目25文字目から10行目26文字目まで、10行目41文字目から32行目8文字目まで、32行目15文字目から最後まで
6	<ul style="list-style-type: none"> ・「5 発生の状況」欄(1)①の「関係者」欄のうち、関係者の種類名 ・「5 発生の状況」欄(2)①の「関係者」欄のうち、関係者の種類名 ・「5 発生の状況」欄(3)①の「関係者」欄のうち、関係者の種類名
7	全て
8	全て
9	<p>以下の部分を除く全て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・添付資料(1)の図中の<〇〇見解>のうち、本件事故者以外の者の姓